

金沢市宿泊施設魅力向上等奨励金のご案内

本市では、新型コロナウイルス感染症の影響により宿泊者数が大幅に減少していることから、宿泊施設での衛生管理対策や施設の魅力を向上することにより、観光客が安心して金沢に宿泊できることをPRし、誘客促進及び、観光産業の回復を図ります。

1. 対象となる宿泊施設

金沢市内で営業するホテル、旅館、簡易宿所、住宅宿泊事業法に係る住宅で、下記①～⑤のいずれにも該当する施設。

- ①令和2年3月25日時点において、保健所からの営業許可があり、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業又は住宅宿泊事業が営まれている施設
- ②金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例第2条第1項のラブホテル等に該当すると認められる施設でないこと
- ③簡易宿所営業に係る施設又は住宅宿泊事業に係る住宅にあつては、一棟（一戸建の住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎、下宿等）の一部を使用して営業するものでないこと
- ④研修施設又は福利厚生施設であると認められる施設でないこと
- ⑤施設を営む者（申請者）が市税を滞納していないこと

2. 奨励金

- ① 基礎額：一施設（1～4室） 月額 2万円 × 3ヶ月
：一施設（5～99室） 月額 6万円 × 3ヶ月
：一施設（100室～） 月額 10万円 × 3ヶ月
- ② 加算額：一室 日額 100円 × 3ヶ月

3. 奨励金の活用例

- ・ 宿泊施設における衛生管理対策
- ・ 宿泊客へのサービス向上に向けた各種企画
- ・ 旅行会社等とタイアップした誘客キャンペーンの展開 等に伴う経費

4. 奨励金交付対象期間

- ・ 令和2年4月1日（水）～令和2年6月30日（火）
※奨励金は、受領した請求書を確認後にお支払いします

5. 申請期間

- ・ 令和2年6月30日（火）まで

6. 制度の周知について

奨励金の交付対象と思われる宿泊施設については、個別に申請手続等の案内を送付済み

7. 申請及びお問い合わせ

金沢市経済局営業戦略部観光政策課 TEL 076-220-2194